



民間事業者のみなさまも マイナンバーを扱います!



平成28年1月以降、以下の手続に従業員などの
マイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の
法定調書の提出 など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修
や社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報の安全管理
措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)

〇〇会社

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人[※]には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式 Twitter

お問合せ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル) マ イ ナ ン バ ー
☎ 0570-20-0178

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応。

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

@MyNumber_PR

マイナンバー ツイッター

検索



個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。

詳しくは
中面へ

今年の10月から、 あなたにも マイナンバーが 通知されます。*

* マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。

(住民票の住所と異なるお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは
国民一人ひとりをもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の
分野で個人の情報を適切かつ効率的に
管理するために活用されます。

※対象者は、住民票を有する全ての方

(中長期在留者や特別永住者などの外国人も含む)です。

もうすぐ
はじまるよ!



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



家族みんなが読み終わったらチェック!
大切に保管してください。

詳しくは
中面へ